

【納税証明書に関する注意事項】

「納税証明書」は、３ヶ月以内発行のものとし、下記のとおり提出願います。

記

＜本社のみの申請の場合＞

	法人	個人事業主	本 社 所在地
税務署	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明（その３の３）	「所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明（その３の２）	○
都道府県	道府県民税について未納税額のない証明（茨城県の場合様式第 40 号の 4（イ）） 東京都の場合、(法人住民税・法人事業税)の納税証明書等	道府県民税について未納税額のない証明（茨城県の場合様式第 40 号の 4（イ）） 東京都の場合、(法人住民税・法人事業税)の納税証明書等	○
市町村	市町村民税について未納税額のない証明	市町村民税について未納税額のない証明	○

＜委任先がある申請の場合＞

	法人	個人事業主	本 社 所在地	委任先 所在地
税務署	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明（その３の３）	「所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明（その３の２）	○	—
都道府県	道府県民税について未納税額のない証明（茨城県の場合様式第 40 号の 4（イ）） 東京都の場合、(法人住民税・法人事業税)の納税証明書等	道府県民税について未納税額のない証明（茨城県の場合様式第 40 号の 4（イ）） 東京都の場合、(法人住民税・法人事業税)の納税証明書等	—	○
市町村	市町村民税について未納税額のない証明	市町村民税について未納税額のない証明	—	○